ま え が き

本書は、当委員会の前身である「外国人住民票」検討委員会（以下、「検討委員会」という）が2012年（平成24年）５月に発刊した『外国人住民票の創設と渉外家族法実務』と、同じく2013年（平成25年）６月に発刊した『「外国人住民票」その渉外民事実務上の課題と対応』に続く渉外身分登録に関する実務書である。

日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）は、2011年（平成23年）６月開催した第74回定時総会において代議員提案により提案された「日司連内に外国人住民票検討委員会を早急に設置する件」を決議した。

その提案の趣旨は、「2012年（平成24年）７月施行予定の改正『住民基本台帳法』で創設される『外国人住民票』が在留外国人の思いと利便性を看過している点が多々ある。そこで、『外国人住民票』の在り方を検討しその改善策について提言を行う委員会を、早急に日司連内に設置すること」である。

検討委員会は、同年８月組成後直ちに①入管法等改正法と改正住基法およびその関連法令の内容を把握すること、②両改正法が今後の家族法実務や民事実務にどのような影響を与えるのかを探ること、③両改正法の施行日である2012年（平成24年）７月９日以後に直面するであろう課題の整理などに取り組んだ。その後、2013年（平成25年）３月26日に法務省民事局宛て「質問書」と総務省自治行政局外国人住民基本台帳室宛て「質問書」を日司連執行部に提出し、同日、法務省入国管理局長に検討委員会の意見をとりまとめた「日司連提言書」を手渡しその役割を終えた。この間の検討委員会の活動の記録は、本書第３章にしたためてあるのでご確認願いたい。

2015年（平成27年）８月、渉外身分登録検討委員会が日司連に組成された。その主な目的は、従来からの課題である在留外国人の身分変動をいかに記録するかということと、日本人と同様、日々生活する住民としての在留外国人の身分登録はどうあるべきかを問うことであった。

当委員会は、司法書士が業務を行ううえで関係の深いと思われる「中華人

民共和国」（中国）、「中華民国」（台湾）、「大韓民国」（韓国）、「朝鮮民主主義人民共和国」（北朝鮮）の４カ国に絞って、当該国の国際私法および身分登録関連法令の探索を行い検討をした。それぞれの国際私法や身分登録関連法令を検討するうちに、在留外国人の本国は、海外に居住する自国民をいかに把握しているのか、把握しているならどのような法律で規律されているのかという疑問が生れてきた。

まず、上記４カ国の国際私法および身分登録関連法令の探索を行い把握検討を行った。外国法令の原文は、インターネットや当該国の書店から買い求める等して入手した。外国法令の翻訳担当者は、外国法令の法律用語が日本の法律用語と同義で使われているのかの判断が要求され困難を極めた。また、渉外不動産登記の主要先例や解説をあたり、渉外身分登録書面に関する先例等の要旨を一覧表とし、関連法令とあわせて「在留外国人の身分登録　関連資料集」（2016年10月）としてまとめた。

その後、上記４カ国の渉外身分登録実務務上の課題を探るため、ワークショップ「在留外国人の身分登録書面とは何か！」を2016年（平成28年）10月と11月に仙台と広島で開催することになった。ワークショップでは、本国法を中国・台湾・韓国・北朝鮮とする、渉外実務に精通したそれぞれの講師から在留外国人の身分登録について、本国はどのように把握しているのか、それとも把握していないのか、把握しているならばどのように記録または登録されているのかを報告していただいた。そこで明らかになったのは、４カ国のうちの多くは必ずしも海外に在留する自国民を身分登録の対象とはしていないということであった。

在留外国人のうち、「特別永住者」「永住者」「定住者」等、日本に生活の本拠をもつ者の数は2016年末でおよそ140万人である。少数ではあるが、隣人として暮らしている同じ住民である。彼ら彼女らの20年後、30年後に思いを馳せてみたい。

全国の22都市で構成する外国人集住都市会議は、外国人住民にかかわる諸課題について積極的に取り組み、国・県および関係機関に提言等を行ってい

る。今年(2017年) 1月に開催された「2016年度外国人集住都市会議とよはし」において「豊橋宣言」を公表し、その中で外国人庁の設置をあらためて政府に求めるという。

本書は、2年間という限定された委員会の渉外身分登録に関する活動をまとめた報告集であると同時に、今後の課題を示す道しるべとなるものと考える。

当委員会の活動に理解をしていただいた、三河尻和夫日司連会長並びに加藤憲一日司連常任理事には感謝を申し上げる。また、ワークショップの講師を快くお引き受けしていただいた林誠一、髙山完圭、松原基嗣各会員、ワークショップ開催にご尽力していただいた東北ブロックや中国ブロックの役員の皆さん、参加していただいた会員の皆さん、遠くは北海道、九州から駆けつけてくれた会員の皆さんには熱心に議論に加わっていただき、感謝の念に耐えない。皆さんのワークショップでの素直な疑問や励ましの言葉にはどんなにか勇気づけられた。

最後に、姜信潤副委員長、徳山善保副委員長、西山慶一委員、北田五十一委員、大和田亮委員、金山幸司委員、金勇秀委員には、難題をこなしていただいたことは感謝に耐えない。彼らなしでは、本書の完成はなし得なかったことを記しておく。

2017年（平成29年）6月20日

日本司法書士会連合会渉外身分登録検討委員会

委員長　高　山　駿　二

Ⅲ　在留外国人の身分登録の現状

はじめに

親族関係を証明する身分登録に関する書面は、自らもしくは他者の存在を特定するために社会生活上必要なものである。日本の場合には、戸籍がその書面に該当する。しかし、外国には日本と異なり、一部の国を除き戸籍制度が存在しない。戸籍は日本人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とするものであり[1]、社会生活上さまざまなシチュエーションで用いられる。たとえば、旅券を取得する場合にも添付書面として必要であるし、婚姻等の身分行為を行う場合や相続が発生した場合の手続に用いられる。また、自らが親子関係等の親族関係を挙証しなければならない場合には、当然のことながら戸籍謄本の提示・提出が必要となる。

このように、日本人であるならば親族関係の証明は戸籍謄本の提示・提出で足りるが、外国人の場合にはそれがないゆえに社会生活を営むうえで、不便が生ずることが多々ある[2]。それは、外国人当事者にとってもそうであるし、行政の立場からしても外国人の身分関係の把握が不十分であると行政事務に支障が生ずることとなる[3]。そこで、在留外国人の身分関係の立証を必要とする法実務においては、本国官公署発行の身分関係証明書に加え、後述

1　南敏文監修・髙妻新著・青木惺補訂『最新・体系戸籍用語事典』122頁（日本加除出版、2014）。

2　ただし、日本人であっても戸籍に反映されないもしくは反映がされにくい身分変動は一定以上存在している。たとえば、国籍留保届がなされない子は戸籍に登載されず、母親の身分事項をみても出産事実は明らかとならない（西谷祐子「渉外戸籍をめぐる基本的課題」ジュリスト1232号145頁（2002））。そのほかについては、西山慶一「法定相続証明情報制度の疑問―渉外家族の視点から―」市民と法104号111頁（2017）を参照。

3　たとえば、外国人の子が日本の領域内で産まれた場合、戸籍法上の出生の届出が義務づけられているが（昭和24年３月23日付民事甲第3961号民事局長回答）、出生の届出がなされない限り、行政は当該事実を把握することが不可能である。この場合、児童手当等の公的給付をなし得ないばかりか、検診の案内すらできないこととなる。

する日本の官公署が発行した身分関係証明書を組み合わせることで立証がなされているといわれている[4]。

Ⅰでは在留外国人の現況と法的地位が俯瞰され、Ⅱでは在留外国人は日本国内において、戸籍法が定める方式により身分行為を行い、出生や死亡といった身分変動の届出がなされていることが説明された。在留外国人は、身分変動事実の記録を日本国内の各所へ足跡を残しているのである。在留外国人の身分関係証明書は前述のとおり、社会生活において極めて重要であるが、現在、どのようにして入手し用いられているのだろうか。以下、順を追って述べる。

1　外国人登録原票から外国人住民票へ

2012年（平成24年）７月９日、外登法が廃止され、入管法等改正法および改正住基法が施行された。これにより、これまで市区町村に備え置かれていた外国人登録原票（以下、「登録原票」という）は廃止され、一定の外国人を対象とした住民票（以下、「外国人住民票」という）が新設された（住基法30条の45）。

(1)　登録原票と外国人住民票の「登録事項」

〔図表３〕のとおり、従前の登録原票の法定記載事項では、「国籍に属する国における住所又は居所」「出生地」「世帯主の氏名」「世帯主との続柄」「出生年月日」「世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生年月日、国籍及び世帯主との続柄」「本邦における父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍」が存在していた（旧外登法４条１項７号・８号・16号・17号・18号・19号）。しかし、外国人住民票の身分関係に関連する事項は、「世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主の続柄」（住基法30条の45、７条。以下、「世帯事項」という）のみとなっている。

4　西山慶一「在留外国人の身分登録の記録を考える(1)」市民と法94号５頁（2015）。

このように、外国人住民票には、登録原票にあった身分関係関連事項は捨象されてしまった[5]。

〔図表３〕　登録原票と外国人住民票の主な記載事項の対照

	外国人登録原票記載事項 （旧外登法４条１項）	外国人住民票記載事項 （住基法30条の45）
1	氏名（同項３号） ※通称名がある場合、登録原票の氏名欄に括弧書きして併記	氏名（同条本文、同法７条１号） 「通称」「通称の記載及び削除に関する事項」（同法７条14号、住基法令30条の25第１号・２号）
2	出生の年月日（同項４号）	出生の年月日（同条本文、同法７条２号）
3	男女の別（同項５号）	男女の別（同条本文、同法７条３号）
4	国籍（同項６号）	国籍等（同条本文） ※国籍・地域（入管法２条５号ロ）
5	国籍の属する国における住所又は居所（同項７号）	―
6	出生地（同項８号）	―
7	在留の資格（同項13号） 在留期間（同項14号）	ア　中長期在留者（中長期在留者である旨、在留資格、在留期間及び在留期間満了日並びに在留カード番号） イ　特別永住者（特別永住者である旨、特別永住者証明書番号） ウ　一時庇護許可者又は仮滞在許可者（一時庇護許可者又は仮滞在許

5　当委員会の前身である「外国人住民票」検討委員会（以下、「住民票検討委員会」という）では、総務省が公表した外国人住民票関連の法令案に対し、日本司法書士会連合会名義にて2011年（平成23年）12月16日付の意見書（巻末【資料６】）を提出したが、問題点として取り上げられることはなかった（日本司法書士会連合会「外国人住民票」検討委員会編『外国人住民票の創設と渉外家族法実務』191頁（民事法研究会、2012））。これら身分関係関連事項の有用性については同書174頁以下を参考にされたい。

在日韓国人は、「遺言」で相続準拠法を日本法に指定できるか

西　山　慶　一

はじめに

2017年２月の寒い日だった。「韓国人である父親の相続の相談ですが、よろしいでしょうか」との電話があって事務所に来た方がいた。相談者はおもむろに、前年（2016年）12月に70歳で死亡した父親（甲）の検認済みの「自筆証書遺言」を広げた。遺言書には、すべて日本語で「相続は日本の民法を適用すること。妻Ａに私の全ての相続財産を相続させます」とボールペンで書かれてあり、作成した年月日と被相続人の住所・氏名、それに氏名の下には印鑑が押印されていた。死亡した父親（甲）には妻Ａと相談者（Ｂ）を含めた子ども二人（男Ｂ・女Ｃ）がいること、借金はなく京都市内に30坪の自宅と少しばかりの預貯金があるとのことであった。相談者から聞いた範囲内で相続に関係する法の概略を説明したところ、「母と相談して、また来ます」との言葉を残して立ち去った。

ここでは、韓国人である父親（甲）の相続準拠法は、先の遺言書の「相続は日本の民法を適用すること」の文言により果たして日本法になるのかについて、順を追って検討することにしたい[1]。

1　他の検討は、趙慶済「在日韓国人の遺言による相続準拠法の指定」同『「在日」の国際家族法とその本国法を考える』19頁（日本加除出版、2015）（初出・ジュリスト1210号（2001年10月15日）164頁））、林貴美「韓国国際私法改正の影響」右近健男ほか編『家事事件の現況と課題』372頁（判例タイムズ社、2006）（初出・判タ1134号79頁（2004年１月））を参照。

1　相続準拠法指定の遺言をめぐる法適用の経路

相談者の父親（甲）は、外国国籍（韓国国籍）なので、父親（甲）の相続関係は渉外的な法律関係に当たる。日本では、渉外的な法律関係の準拠法を定める法律は通則法である。そこで、父親（甲）の相続に関する法律関係は、通則法によって、どこの国（法域）の法を適用することになっているかを確認することから始めなければならない。

(1)　通則法36条（相続）の意義

第36条　相続は、被相続人の本国法による。

通則法36条は相続という法律関係の準拠法を定める条文である。同条の「相続」の法律関係とは、概括的には、世代を超えた財産または身分の承継と考えられている[2]。誰が相続人になるのか、相続人の法定相続分はいくらか、代襲相続は許されるのか、相続欠格事由とは何か、相続欠格者の法的効果とは何か、遺贈は許されるのか、遺留分権者は誰か、遺留分の割合はいくらか、遺留分が侵害された場合の減殺（返還）請求権はあるのか、などが含まれることに異論はみられない[3]。

通則法36条の「被相続人の本国法による」とは、被相続人の死亡当時の国籍所属国の国（法域）の法律を適用するという意味である。通則法では、「相続」という法律関係は、死亡当時の被相続人の国籍所属国の法律に最も密接につながっているとの理由から「（死亡当時の）被相続人の本国法」を適用すると定めているのである。ここでいう「本国法」とは「常居所地法」と並んで、講学上「連結点」といわれ、一定の法律関係と準拠法を媒介する用語で

2　山田鐐一『国際私法〔新版〕』567頁（有斐閣、2003）。
3　櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法　第２巻』192頁以下〔林貴美〕（有斐閣、2012）参照。

ある。

したがって、通則法36条は、死亡当時の国籍が「韓国」の人の「相続」の法律関係は、被相続人の死亡したときの国籍国である「韓国」の法律を適用する、ということになる。

なお、当事者が、重国籍者、無国籍の者の本国法や、国家内の法律が地域的に統一していない国の法律を適用するときの本国法や国家が宗教や人種ごとに異なる法を適用すると定めている国家の場合の本国法をどのように決定するかは、別に通則法38条１項から３項、40条で規律している。

次いで、韓国の相続法を適用するとしても、韓国の法律も外国の法律なので、日本民法第５編「相続編」で規律する内容と類似または相似しているとは限らず、用いられる法律用語が異なる場合も少なくない。外国の相続に関連する法律を適用する際には、当該法律の解釈は当該外国でなされているように解釈することが求められる[4]。

⑵　通則法36条（相続）と41条（反致）の関係

さて、父親（甲）の相続という法律関係には、甲の死亡当時の本国法である韓国の法律が適用されるとして、通則法は相続準拠法である36条とは別に「反致」といわれる規定を41条に設けている。

> **第41条　当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。ただし、第25条（第26条第１項及び第27条において準用する場合を含む。）又は第32条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。**

通則法41条本文の「当事者の本国法によるべき場合」とは、通則法で一定の法律関係に適用される「連結点」が「本国法」の場合という意味である。

4　櫻田＝道垣内・前掲（注３）357頁以下〔山本和彦〕。

〔編者所在地〕
日本司法書士会連合会
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町４－37
☎03-3359-4171㈹
http://www.shiho-shoshi.or.jp/

渉外家族法実務からみた在留外国人の身分登録

平成29年11月15日　第１刷発行

定価　本体3,300円＋税

編　者　日本司法書士会連合会渉外身分登録検討委員会
発　行　株式会社　民事法研究会
印　刷　株式会社　太平印刷社

発行所　株式会社　民事法研究会
〒150－0013　東京都渋谷区恵比寿３－７－16
〔営業〕　☎03－5798－7257　FAX03－5798－7258
〔編集〕　☎03－5798－7277　FAX03－5798－7278
http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

カバーデザイン／袴田峯男　　ISBN978-4-86556-189-0　C2032　¥3300E
本文組版／民事法研究会（Windows10 64bit+InDesign2017+Fontworks etc.）
落丁・乱丁はおとりかえします。